

板倉町指令第 号
年 月 日

事業主 住所
氏名 様

板倉町長

事 業 不 許 可 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった事業許可申請については、板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり不許可とします。

（不許可理由）

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板倉町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板倉町を被告として（訴訟において板倉町を代表する者は板倉町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。